

第 1 1 章 3 階直圧給水

1 給水方法

給水装置の構造及び材質等に関する規程第3条による給水方式のうち3階直圧給水を認める場合の取り扱いを定める。

給水方法は直結・直圧方式とし、受水槽を廃止して既設の高置水槽に直接給水する高置水槽直結給水は認めない。

2 用語の定義

(1) 直圧給水

配水管の水圧のみを利用して直接給水する方式。

(2) 専用住宅

1 建築物を1つの量水器で給水しているものをいう。

(3) 集合住宅

1 建築物を複数の量水器で給水しているものをいう。

3 給水工事における申込み等

(1) 申込み

3階直圧給水を実施しようとする者は、給水工事申込書提出時に必要図書（建築物の平面図及び立体図、水理計算書など）を添付して申込まなければならない。

3階直圧給水承認後に給水装置の構造や給水装置所有者の変更等がある場合は、必要図書を添付して変更の承認を得なければならない。

(2) 審査基準

上下水道局は給水申込みに基づいて次に規定する基準について適否を審査する。

ア 配水管における**最小動水圧 0.3Mpa**が確保される地域および建物とする。

イ 対象建物は専用住宅、集合住宅、店舗併用住宅など、全3階建築物とする。ただし、災害事故等による水道の減断水時にも給水の確保が必要な施設、一定水圧水量および一時に多量の水を使用する施設や薬品等を使用し逆流によって配水管の水質に汚染をきたすおそれのある施設を除くものとする。

ウ 給水栓の高さは地上8mの範囲とする。

エ 同一建物での直圧給水と受水槽方式との併用を認める。ただし同一階の併用式は認めない。

4 給水装置について

(1) 給水装置の設計

ア 配水管の最小動水圧を基に算出すること。

イ 同時使用水量は「器具別給水量と同時使用率による方法」で求めること。
(第2章 計画・設計 参照)

ウ 水理計算については、「第2章 計画・設計」において詳細な計算を行い、提出すること。

エ 量水器ボックスは地上設置とする。集合住宅についても量水器ボックスは地上設置とし、維持管理及び検針作業がしやすい様に極力1箇所にとめて設置すること。

オ 水理計算には計算の根拠となる給水計画平面図、立面図、アイソメトリック図等を添付すること。図面には管種、口径、距離、設置する給水用具等を明記すること。

(2) 逆流等事故防止措置

ア ウォーターハンマー及び断水などで発生する真空での給水装置破損を防止するため、負圧破壊弁等による措置を講じる。

イ 量水器の下流側に逆止弁を設置すること。

ウ 建物内の立て配管の最上部には、吸排気弁を設置すること。

エ 末端給水用具又は末端給水用具の直近の上流側において、負圧破壊性能又は逆流防止性能を有する給水用具の設置、あるいは、吐水口空間を確保すること。

オ 逆流等事故防止装置は適正に管理し、設置交換の費用については給水管の所有者または使用者で負担すること。

カ 各階の間にゲートバルブ（逆止弁）を設置すること。

5 水圧試験

直圧給水施設工事完了後水圧試験は 1.75Mpa で 10 分間保持し漏水等の異常がないこととする。

6 完成検査

完成検査は「第 5 章 給水工事完成検査」を適用する。

7 基準に定めのない事項

この基準に明記されていない事項の処理については、上下水道局と協議し、上下水道局の指導によるものとする。